

第1回東久留米市長期総合計画基本構想審議会会議録

1. 開催日時・場所

日時：平成31年2月1日（金）18時00分～20時00分

場所：東久留米市役所 庁議室

2. 出席者

委員：遠藤委員、中路委員、矢部委員、奥委員、渋井委員、杉原委員、三浦委員、
有賀委員、梅本委員、大山委員、岸委員、斎藤委員、松本委員、若林委員

欠席：水戸部委員

事務局：東久留米市長、企画経営室長、企画調整課長、企画調整課主査、
企画調整課主任2名、株式会社富士通総研1名

3. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 市長挨拶
- (3) 東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例について
- (4) 委員の委嘱
- (5) 審議会の運営方法
- (6) 委員自己紹介・事務局紹介
- (7) 会長及び副会長の互選
- (8) 諮問書の交付
- (9) 東久留米市長期総合計画条例について
- (10) 東久留米市第5次長期総合計画策定方針について
- (11) 社会経済情勢の現状等の整理・分析について
- (12) その他

4. 配付資料

- (1) 第1回東久留米市長期総合計画基本構想審議会 次第
- (2) 東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員名簿
- (3) 資料1：東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例
- (4) 資料2：会議の公開に関する指針
- (5) 資料3：東久留米市長期総合計画条例
- (6) 資料4：東久留米市第5次長期総合計画策定方針
- (7) 資料5：基本構想検討フロー
- (8) 資料6：社会経済情勢の現状等の整理・分析（概要）

(9) 参考：東久留米市第5次長期総合計画策定スケジュール（現時点の予定）

5. 発言の内容

(1) 開会

【事務局】

こんばんは。夜遅く申し訳ございません、ありがとうございます。本日はお忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。それではこれより第1回東久留米市長総合計画基本構想審議会を開催致します。私は東久留米市企画経営室長の土屋でございます。諮問書の交付までの間、議事の進行を務めさせていただきますので宜しくお願い致します。

はじめに、長期総合計画基本構想審議会の開催に当たり市長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 市長挨拶

【市長】

それでは皆様、改めましてこんばんは。市長の並木でございます。東久留米市長総合計画基本構想審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度は大変お忙しいところ、本審議会委員を快くご承諾頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、東久留米市では、「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米市」をまちの将来像とし、平成23年度から10年間を計画期間とする「東久留米市第4次長期総合計画」の下、まちづくりを進めて参りました。現行の第4次長期総合計画は、平成32年3月末を以て計画期間が終了となることから、平成33年度から10年間に渡る第5次長期総合計画の策定に着手しているものでございます。

地方公共団体を取り巻く状況として、本格的な少子高齢・人口減少社会へと突入する中で、社会保障関係費の増大や社会インフラ・公共施設の老朽化へ対応する為の更新費用の増大に加え、新たな行政課題も顕在化してきており、自治体経営をしていく上で、非常に難しく悩ましい時代に突入してきたと実感しております。しかしながら、いわゆる右肩上がりではなく、右肩下がりの時代であるからこそ、「まちの長期ビジョン」により、まちづくりの基本的な方向・方針を示し、以て総合的かつ計画的な行政運営を進めていくことが大切であると考えております。

そのような中、委員の皆様には、東久留米市が目指すまちの将来像やまちづくりの基本理念等についてご議論頂くこととなりますが、東久留米市の将来に向け、委員の皆様の貴重なご意見を大いに期待しております。平成32年7月に予定している基本構想の答申まで長期に渡る審議会となりますが、委員各位のご協力を心からお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。

大変失礼ですが、この後の進行は着座にて進めさせていただきます。

この後の議事の進め方についてでございますが、まず事務局から説明をし、これに対して皆様からのご質問等を頂くという流れで進めさせていただきますと思います。

それでは早速お手元の次第にある通り進めさせていただきます。まずは事務局より資料の確認をさせていただきます。

【事務局】

それでは事務局を務めます東久留米市役所企画調整課長をしております長澤と申します。どうぞ宜しくお願い致します。それでは着座にて失礼致します。

それでは机上に配付させていただきましたお手元の資料につきましてご確認をお願い致します。

まずA4縦、第1回東久留米市長期総合計画基本構想審議会次第といったものが1枚。続きましてA4縦で、配付資料一覧といったものが1枚。同じくA4縦で、皆様のお名前とご所属等を記載致しました東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員名簿が1枚。資料1と致しまして、A4縦で東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例が1枚。資料2と致しまして、A4縦ホチキス留めで会議の公開に関する指針が1部。資料3として、A4縦で東久留米市長期総合計画条例が1枚。資料4として、A4縦ホチキス留めカラー刷りで東久留米市第5次長期総合計画策定方針が1部。資料5として、A4横になります、基本構想検討フローというものが1枚。資料6として、A4横のホチキス留めで社会経済情勢の現状等の整理・分析（概要）といったものが1部。その他参考資料と致しまして、東久留米市第5次長期総合計画策定スケジュール（現時点の予定）といったものを配付させていただきました。

多岐に渡って恐縮ではありますが、資料の欠落等は大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。過不足等がありましたら、後程事務局までお願いしたいと思います。

以上でございます。

(3) 東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例について

【事務局】

それでは次第の3. 東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例について事務局からご説明させていただきます。

【事務局】

それではお手元の資料1、東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例に沿いましてご説明を簡単にさせて頂きたいと思ひます。

本基本構想審議会におきましては、第1条に書いてある通り、東久留米市長期総合計画基本構想を策定する為に設けられている審議会でございます。

第2条に書いてある通り、審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画基本構想の策定に関する必要な事項を調査及び審議し、答申するといった所掌事務になってございます。

市長の諮問につきましては、会長決定後に諮問書により諮問の内容をご確認頂ければと思ひます。

第3条、組織等になります。審議会は委員15人以内を以て組織する。委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱するといった形で、15名の委員のお名前等につきましては資料でお配りさせて頂きました委員名簿の通りとなっております。今回は皆様ご多忙のところ委員を快くお引き受け下さいましてありがとうございました。

第4条、会長及び副会長です。会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定めるとしていまして、後程会長、副会長の互選をお願いできればと思ひているところでございます。

第5条、会議です。審議会は、会長が召集する。半数以上の出席がなければ会議を開く事ができないとしてございます。

第6条、庶務のところ書いてある通り、審議会の庶務につきましては企画経営室において処理する事となっております。

東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例につきましては、以上でございます。

【事務局】

ここまでの説明について、ご意見、ご質問があったらお願いしたいと思ひます。宜しいでしょうか。

(4) 委員の委嘱

【事務局】

それでは続きまして次第の4、委員の委嘱に進ませて頂きます。市長が各委員のお席までお伺いし、委嘱書を交付します。市長がお席へ参りましたら、恐れ入りますがご起立の上委嘱書をお受け取り下さいますようお願い致します。

ではお願い致します。

市長より各委員に委嘱書を交付

(5) 審議会の運営方法

【事務局】

次に次第の5. 審議会の運営方法について説明させていただきます。

【事務局】

それでは審議会の運営方法につきましてご説明申し上げます。資料2、会議の公開に関する指針をご覧ください。

本市におきましては、会議の公正性の確保と透明性の向上を図って、以て市民参加による民主的な市政の一層の推進に寄与する事を目的として、こういった指針に基づき会議を運営しているところでございます。

この審議会につきましては、この指針の第3に基づきまして公開が原則となっております。

尚、傍聴者の有無、また傍聴者の取り扱いにつきましては後程会長を互選頂き、会長に議事進行を代わって頂く時点でご確認をさせて頂く予定でおります。

また、同指針第8によりまして本審議会につきましては会議録を作成する事となる為、内容を録音させて頂ければと存じます。会議録につきましては、原則全文筆記と致しまして、発言者のお名前につきましては特定の場合を除き、会長及び副会長、事務局は事務局、各委員の方はご氏名を記さず「委員」という形で表記させて頂く議事録とさせて頂きたく存じます。会議録につきましては、事務局で作成し次第各委員にお送り致しまして、内容をご確認頂いた上で正式な会議録として決定させて頂き、市のホームページ等で公開させていただきます。こうした取り扱いでお願いできればと思うところでございます。

【事務局】

このような取り扱いでという事で、事務局としては考えております。宜しいでしょうか。

(異議なし)

(6) 委員自己紹介・事務局紹介

【事務局】

それでは続きまして、各委員から自己紹介をお願いしたいと思います。大変恐縮ですが、〇〇委員から順に時計回りで一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。

【委員】

亜細亜大学法学部の〇〇と申します。専門は社会科・公民科教育になりまして、とくに法教育や市民性教育が研究テーマです。大学では教員養成に携わっております。東久留米市とのご縁は、昨年 3 月に市と企業、大学間で締結された「次世代を担う子どもたちの育成事業に関する産・官・学包括連携協定」が始まりです。それ以来、本学法学部や教職課程の学生が、児童館での教育ボランティア活動を行わせていただき、学生にとりましても実践的な学びの場になっています。どうぞ宜しくお願い致します。

【委員】

お世話になっております、学校法人自由学園の〇〇でございます。今、環境審議会の会長をやらせて頂いておりますので、私の役割は専らその環境基本計画との整合性を取る事かなと、それだけではないと思いますが、宜しくお願い致します。

【委員】

〇〇でございます。私は東久留米市の都市計画審議会の会長を承っております。そういった関係で、実は第 4 次の長期総合計画を作る時の審議会、ちょうど今から 10 年前の平成 21 年 1 月に委員になれということで、その時も委員になっております。〇〇委員と確か一緒だったと思いますけれども。前回の時には、審議会なので夢を語ろうじゃないかということで、行政計画はお役人にお任せして、審議会委員では皆さんの夢を語りましょうと。但し、東久留米の厳しい実態を踏まえた上で、荒唐無稽な夢ではなくて、こうやれば、頑張ればできるのではないかと、そういう夢を語りましょうということで、非常に和やかに委員の皆さんと和気あいあいとやった経験がございますので、今回もそういったことで皆さんと仲良くやっていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

【委員】

首都大学東京の〇〇と申します。専門は、元々行政法がバックグラウンドなのですが、環境法の分野を中心にやっております。東久留米市では、財政健全化の検討をさせて頂いたのに続けて、外部評価の委員会の委員もさせて頂いておりました。どうぞ宜しくお願い致します。

【委員】

市民の〇〇と申します。東久留米市との関わりにつきましては、3 期教育委員会委員を務めさせて頂きまして、こちらで議論された長期の構想に基づいて教育行政を担当させて頂いておりました。現在は東久留米市の民生児童委員・主任児童委員を仰せつかっておりまして、子育て支援等に携わっております。また地域におきましては、NPO 法人で地域の活性化等に努めております。仕事は日本社会事業大学のボランティアセンタ

ーでコーディネーターとして学生のお手伝いをさせて頂いております。どうぞ宜しくお願い致します。

【委員】

市民委員をさせて頂きます〇〇と言います。私はピアノ教室をやっている、小さい子供さんから、今はご年配の方までレッスンに見えたり、あと老人ホームへ行って演奏したりとか、先日も東久留米の市民プラザのところで団体の方と演奏したり、3月も復興支援の、毎年なのですけれども、復興支援コンサートというのをやらせて頂いております。こういう機会を頂いたので、色々勉強したいと思いますので宜しくお願い致します。

【委員】

市民公募の〇〇と申します。市民公募の方は全員女性だと思ったら、〇〇というのは私の名前でございます。東久留米の端、南町で農業を営んでおります。もう少し農家の方が少ないのかなと思ってここに応募したのですが、諸先輩方が沢山いらっしゃるの、私が応募する事はなかったなと後悔はしています。色々勉強させて頂きたいので、宜しくお願い致します。

【委員】

東久留米シニアクラブ連合会の〇〇と申します。今年になって初めてシニアクラブもようやくシニアという形になるので、10年ぐらい、私達は老人ではないのだ、シニアの元気な人達なのだということで、10年間本当に行政に色々訴えたのですけれども、昨年並木市長と直接話をする事ができて、すぐ即決で、ということでもないですが、1週間ぐらいかかりましたけれども、シニアクラブに変えていいよということで、ようやく昨年の総会でシニアクラブということになっています。同時に私共、今年が、というよりも30年度が50周年記念に当たる年なのですが、このいい機会に名称変更できたなということで、大変喜んでいるところでございます。宜しくお願いします。

【委員】

こんばんは。〇〇と申します。自治会連合会の会長と、それから自治会連合会以外の役職は10個ぐらいありますので、あちらにもこちらにも顔を出しておりますが、それぞれ市民との連携を持っていくことをしておりまして、こういう席はあまり自分には向いていないかなと思っているのですけれども、地域とのコミュニケーションが上手に取れておりますので、意見としては色々持っておりますので参加をさせて頂くことになりました。どうぞ宜しくお願い致します。

【委員】

皆さんこんばんは。JA東京みらいの農業協同組合の専務を務めています〇〇です。どうぞ宜しくお願いします。私達JA東京みらいというのは、ご存じだと思うのですが、東久留米、そして東村山、また清瀬、西東京と範囲を持っております。その中で、組合員活動をしながらということですが、今1万6,000人からの組合員さんを抱えてやっている金融機関でございます。どうしても行政とのつながりが強い部分がありまして、我々は本当は農業者が主体となってでき上がった組織でございます。今はこういう組織においてはそれだけではなく、一般のサラリーマンの方もお付き合いをさせて頂いている訳でございます。そういった意味で、何かの参考になればということで協力したいと思いますので、どうぞ宜しくお願い致します。

【委員】

東久留米の防犯協会という会がございまして、その会長をしております〇〇と申します。今、防犯協会の役員さんは全町的に散らばっているのですが、85名ほどおりまして、年間を通して市民の安全・安心のまちづくりに少しでも寄与したいということで活動を展開しております。毎月1回、15日になりますと、偶数は年金の振り込み日なのですが、それ以外にも15日は駅前で、街頭でチラシを配っています。ただ、チラシは受け取らないのです、最近。ですからチラシと携帯用のティッシュペーパー、これを付けて最近多い振込詐欺の防止を口頭でいちいち呼びかけをしながらチラシ配り等を行っております。今後とも宜しくお願いします。

【委員】

皆さん初めまして、〇〇と申します。こちらの名簿にも書かれている通り、東久留米市子ども・子育て会議の会長を務めさせて頂いております。東久留米の方々、市役所の方々にも本当にいいように使われておりまして、その他役員にも数件関わっておりまして、本当に使いが荒いなと思っておりますが、専門は障害者スポーツ、高齢者スポーツが専門でございまして、大学でも教員をしていた訳ですが、去年の3月まで日本スポーツ振興センターというところで仕事をしておりまして、ピョンチャンパラリンピックの戦略の責任者として引っ張ってきたところでございます。現在は全日本知的障がい者スポーツ協会というものを立ち上げて、障害者スポーツの発展にも努めているところでございます。引き続き宜しくお願い致します。

【委員】

こんばんは。社会福祉協議会の会長をやらせて頂いております〇〇と申します。ご案内の通り、高齢化社会、福祉は高齢者だけではないのですが、これから大変な時代になっていくと思うのですが、余りまだまだ勉強不足で、一生懸命やらなければいけ

ないと思っております。本職は農家なので、野菜作りが得意というか、皆様の力をお借りしながら委員を務めさせて頂きたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

【委員】

皆様初めまして、東久留米市商工会の副会長をしております〇〇と申します。東久留米市商工会の副会長と申しましても、職員ではなくて東久留米市商工会の会員の一人でございます。うちは東久留米市中央町1丁目で建設業を営んでおります。私は50年程東久留米市の市民でございます。皆さん立派な方々の中に入って、私はとてもお役に立てるかどうかわからないのですけれども、東久留米市の為に、少しでも東久留米市が住みよい街、本当に生活していていいなと思われるように、商工業の活性化なくては東久留米市の活性化につながらないと思っております。勉強しながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。尚、本日は市民公募から選出の〇〇委員が欠席するとの届け出がございました。

続きまして、事務局の紹介に移らせて頂きます。

【事務局】

企画調整課長の長澤でございます。改めまして、どうぞ宜しくお願い致します。

【事務局】

同じく企画調整課主査の〇〇でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

【事務局】

同じく企画調整課主任の〇〇でございます。宜しくお願い致します。

【事務局】

同じく企画調整課主任の〇〇でございます。宜しくお願い致します。

【事務局】

また、オブザーバーとして長期総合計画策定に係る支援をお願いしております、株式会社富士通総研にもご出席を頂いております。今後このメンバーで運営して参りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

(7) 会長及び副会長の互選

【事務局】

続きまして次第の7. 会長及び副会長の互選について、資料1、東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例第4条をご覧頂きたいと思います。

審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定めることとなっております。まずは会長に立候補またはご推薦を頂ける方は、挙手にてお願いしたいと思います。

【委員】

立候補ではございませんが、会長を推薦致します。この審議会は市政運営の最も基本となる長期総合計画の元となる基本構想を審議する重要な審議会でございますので、従ってその審議会の会長と致しまして、豊富な学識経験を有すると共に、市の外部評価委員や財政健全経営計画の委員等を歴任されて、東久留米市の行財政のことをよく精通しております〇〇委員を推薦したいと思います。

【事務局】

〇〇委員から会長に〇〇委員を推薦とのご発言を頂きました。他に推薦等がなければ、〇〇委員に会長をお願いすることでいかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。

次に、副会長に立候補またはご推薦をされる方は挙手にてお願い致します。

【会長】

宜しいですか。只今会長に選出して頂きましてありがとうございます。私から副会長を推薦させて頂ければと思います。

先程お話にありましたように、前回の長期総合計画基本構想審議会の委員も務めていらっしゃるようで、前回の様子も非常によくわかっていらっしゃいます〇〇委員に是非、前回のご経験も踏まえましてご支援を賜りたいというふうに思っております、副会長に推薦させて頂ければと思います。

【事務局】

〇〇委員から、副会長に〇〇委員を推薦とのご発言を頂きました。他に推薦等がなければ、〇〇委員に副会長をお願いする事に致したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

それでは会長を〇〇委員、副会長を〇〇委員にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

それでは〇〇会長に改めて一言お言葉を頂ければと思います。宜しくお願い致します。

【会長】

只今会長に選出して頂きました〇〇でございます。改めましてありがとうございます。

各方面でご活躍の方々に前に、非常に僭越ではありますが、精一杯会長を務めさせて頂きたいと思っております。副会長の助けも頂きながら、この会議を実りあるものにしていければと思っております。

先程も〇〇副会長からもお話がありましたように、社会経済状況は非常に厳しい中ではありますけれども、やはり東久留米市のいいところは沢山ありますので、それを何とか生かして、明るい未来を描けるような、そういう議論ができればというふうに思っておりますので、どうぞご協力宜しくお願い致します。

(8) 諮問書の交付

【事務局】

それでは次に次第の8. 諮問書の交付に移らせて頂きます。市長より、本審議会への諮問事項について申し述べます。

【市長】

東久留米市長長期総合計画基本構想審議会会長殿。東久留米市長並木克巳。諮問書。平成33年4月から10カ年を計画期間とする第5次長期総合計画を策定するに当たり、まちづくりの基本的な方向・方針を示し、かつ計画的な行政運営の指針となる基本構想に係る下記事項について、貴審議会の意見を求めます。なお、答申は平成32年7月31日までにお願い致します。記、1. まちの将来像。2. まちづくりの基本理念。3. 基本構想実現のための方策。4. まちづくりの基本目標。5. 基本的な施策（基本目標を達成するための施策の大綱）。6. 将来人口と土地利用に関する方針。

【事務局】

ありがとうございました。尚、市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

【市長】

ではどうぞ皆さん、宜しくお願い致します。

【事務局】

市長より諮問書の交付をさせて頂きました。つきましては、これより審議会によりご審議を頂きたく存じます。ここからの議事進行は、〇〇会長にお願い致します。会長、宜しくお願いします。

【会長】

はい、わかりました。それではここからは私が議事進行を務めさせて頂きます。宜しくお願い致します。

改めまして、本日の委員の出席状況について確認させて頂きます。事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

はい、改めて本日の出席者のご報告をさせて頂きます。

本日は市民公募の〇〇委員が欠席するとの届け出がありましたが、定足数に達しておりますので会議は成立してございます。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。定足数に達しているということですので、会議は成立しているということですね。ありがとうございました。

本日の審議会は、概ね8時を終了予定として進めて参ります。ご協力の程宜しくお願い致します。

次に傍聴者の確認を致します。傍聴者の方はいらっしゃいますか。

【事務局】

傍聴者はいません。

【会長】

本日、今現在では傍聴者の方はいらっしゃっていないということですが、今後いらした場合は入室して頂くということで宜しいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございます。では、もしもどなたかお見えになったら、その時には入室して頂くという事にさせていただきます。

(9) 東久留米市長期総合計画条例について

【会長】

続きまして、次第の9になりますけれども、東久留米市長期総合計画条例について事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

それでは9. 東久留米市長期総合計画条例につきまして、資料3の東久留米市長期総合計画条例に基づきましてご説明させていただきます。資料3をご覧頂きながらご説明を聞いて頂ければと思います。

現行の第4次長期総合計画までは、地方自治法におけます法的義務の下で市の基本構想を策定してまいりました。ただ、これが平成23年5月にこの地方自治法といったものが一部改正されまして、市の基本構想を定める法的義務、法律的な義務はなくなったのですが、今後のまちづくりの指針として引き続き長期総合計画を策定していくといったことを条例上に位置付けると共に、この基本構想の策定、変更または廃止につきまして、市議会の議決事項とする為に、この条例を平成30年3月の議会におきまして提案して、可決成立しているものでございます。

まず条例の目的と致しましては、本市が策定します長期総合計画について基本的な事項を定めると共に、長期的な視点から総合的なまちづくりを行っていくといったことを明らかにしておりまして、以て総合的かつ計画的な行政運営を推進することとしてございます。

また、長期総合計画につきましては、先程〇〇副会長からもお話があった通り、市の最上位計画と位置付け、個別の行政分野に関する計画の策定に当たっては、皆様方にご検討頂きます基本構想を含め、長期総合計画との整合を図ることとしてございます。

また、基本構想策定に当たりましては、先程もご説明中触れさせて頂きましたが、東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例第1条に規定する通り、この審議会にて市長からご諮問し答申を頂いて策定するといったことも、この条例上位置付けてございます。

本条例の説明につきましては、以上でございます。

【会長】

只今のご説明について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、何かございますか。特にございませんか。

はい、ありがとうございます。

(10) 東久留米市第5次長期総合計画策定方針について

【会長】

次の10ですけれども、東久留米市第5次長期総合計画策定方針について、事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

それでは資料4、東久留米市第5次長期総合計画策定方針につきましてご説明させていただきます。堅苦しいお話が続いてしまいますが、ご容赦頂ければと思います。

まず1ページ目ですが、本市におきましては平成23年度から10年間を計画期間と致します東久留米市第4次長期総合計画におきまして「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」をまちの将来像とし、その実現に向けてまちづくりを進めて参りました。

市長からのご挨拶の中でもあった通り、この間、少子超高齢社会の進行でありますとか、人口減少社会への転換、また社会インフラの老朽化への対応など、市民ニーズの多様化・高度化もありまして、市を取り巻く環境といったものは本当に大きく変化していると認識しているところでございます。このあたりのことにつきましては、後ほど社会経済情勢の現状等の中でも少し触れさせて頂ければと思っているところでございます。

こうした状況の中ではありますが、子育て世帯を始めとした若い世代が住みたいまち、高齢の方や障害をお持ちの方など誰もが安心して住み続けられるまち、そして、若者も子育て世代も、高齢者も障害者も、女性も男性も、誰もが生涯現役で活躍でき、安心して暮らす事ができるまちを目指し、やはり戦略的かつ重点的な市政運営を行っていく事が重要であると考えているところでございます。

つきましては、現行の第4次長期総合計画が平成32年度を以て終了することから、平成33年度、2021年度を計画の始期と致します東久留米市第5次長期総合計画の本格的な策定作業に取り組めるよう、その策定方針をこのように定めたものでございます。

1ページ目下段に、長期総合計画の位置づけにつきましては、先程条例の中でも触れさせて頂きましたけれども、長期総合計画につきましては東久留米市の最上位の方針として位置付けられることを謳ってございます。

1ページ目の最下段、3. 計画の構成についてでございます。第5次長期総合計画は、皆様方にご検討頂きます基本構想、後は5年間を計画期間とします基本計画、それに財政状況の中期的な計画になります実施計画の3段階で構成する事を基本として検討を始め参ります。

但し、3年間の中期的な財政計画となる実施計画の策定につきましては、第5次長期総合計画期間中の財政フレーム、今後平成33年からの10年間の財政フレームがどんなふうになっていくのかといったことを踏まえて、その実施計画を策定するかどうかを判断することとしてございます。

結果として、財政フレームがいわゆる右肩下がりと言うのですか、なかなか通常の業

務をやっていく中でも苦しい状況であって、中期的な3年間の財政フレームの中での計画は難しいといった話になった場合であっても、東久留米市の施策の方向を示す必要性、また各分野における事業計画の位置付けの明確化などの視点から、予定計画事業一覧、このようなことをやっていくよと、財政計画とは切り離してもこういったことを検討していきますよといったことを作成していこうと考えているところでございます。

また、実施計画を策定しない場合であっても、中期的な財政見通しについても適宜把握できるよう努めて参ろうと考えているところでございます。

尚、第5次長期総合計画と市長公約との整合性、段階によっては計画期間と市長の任期といったものを4年・4年で合わせるような取り組みをされている団体もあるやに聞いてはいるのですけれども、本市におきましては市長公約の実現には高い実効性が重要でありますことから、市長公約の実現の為の施策については、具体的な取り組みを示す実施計画若しくは予定計画事業一覧といったものでその旨を、整合性を合わせていこうと考えているところでありまして、あくまでも基本構想につきましては10年、各基本計画につきましては前期5年間、後期5年間といった形での計画構成を方針として掲げたものでございます。

尚、基本構想であるとか、基本計画であるとか、実施計画はどのようなものであるのかといったものは、資料2ページから3ページ上段にかけて記載してありますので、後程お読み取り頂ければと思います。

3ページ目中段からが、計画の期間につきまして述べてございます。先程からもここに出ておりますが、基本構想の目標年次といったものは、計画始期から10年後を、こちらは年度ではなくて年次といった形でこれまでも定めてきてございます。計画始期から10年後の平成42年、2030年を目標年次として、東久留米市の将来像とその実現に向けたまちづくりの基本理念、基本目標等を皆様方のご意見を頂戴しながら定めて参ります。

基本計画につきましては、前期5年間、後期5年間の計画期間として、必要に応じて見直しを図って参ります。

実施計画を策定する場合は、3年間を計画期間として、財政状況の変化等を勘案して毎年ローリングを行うことを考えてございますが、先程も申しました通り、それは財政フレームを見ての判断といったことで書いてございます。

続きまして4ページ目の上段になります。具体的に計画策定に当たっての基本的な視点といったものを5つ程挙げさせて頂きました。

1つ目としては、社会経済情勢を踏まえた計画作りとしまして、人口減少や人口構造の変化、厳しい財政状況、公共施設の老朽化等、東久留米市を取り巻く社会経済環境を十分に分析・検討し、課題を適切に認識した上で今後の動向にも考慮した計画作りを進めていくことを考えてございます。

2つ目の視点としまして、市の特性を生かした計画作りです。本市の最大の強みと言える自然との調和、融和が図られた質の高い住環境が形成されているなどの特性を生か

した市の魅力や優位性を訴求する計画作りを進めますといった形で考えてございます。

3つ目の視点と致しまして、市民等の参加による計画作りでございます。策定過程の透明性を確保すると共に、長期総合計画基本総合審議会、本審議会への公募委員の起用や、市民アンケート調査、パブリックコメント、市民説明会の実施など、多様な市民参画手法、多様な市民参加手続を踏んだ上での市民意見の聴取に努め、市民等の参加による計画作りを進めますといった事を基本前提の3つ目として位置付けてございます。

4つ目としまして、実効性を重視した計画作りとしまして、国の地方創生の動向など社会経済情勢の変化を的確に捉え、厳しい財政状況を踏まえながら将来における財政状況を十分に想定し、計画に盛り込むべき施策については選択と集中を図ると共に、PDCAサイクルの視点から行政評価と連動させた実効性の高い計画作りを進めます。端的に言えば、メリハリを付けた、且つ計画を策定して終わるのではなく、PDCAサイクルの視点から、今、本市で取り組んでいます行政評価、事務事業評価等と連動させた、いわゆる実効性、進捗管理もしっかり含めた上での計画作りをしていきますといったことを書いてございます。

また、分野を跨がる政策課題については、横断的な連携の下、実施し、相乗効果を高めるなど、効率的・効果的な計画作りをしますということでございます。

5つ目の視点として、わかりやすい計画作りであります。まちづくりの指針として、市民、事業者、各種団体、行政等が共有し、それぞれが同一目標に向かって主体的に取り組む事ができるよう、わかりやすい計画作りを進めます。計画は行政の自己満足だけではなく、皆様方に見て頂いて、それぞれがその目標に向かって主体的に取り組んで頂くことが、まちづくりについては非常に重要だと思っておりますので、5つ目の視点としましてはそういったことを掲げたものでございます。

続きまして、5ページになります。計画策定の体制についてでございます。大きく分けると、市民参画手法で市民参加の手続を踏まえながら検討していく体制と、庁内検討体制の2つに区分して、明記致しております。

まず市民参加手法、市民参加手続につきましては、この基本構想審議会でのご審議を頂く他、具体の手法といったものは今後の検討、調整等により選定していこうと考えているのですが、可能な限り取り組んで、広く市民の意見や考え方を聴取することに努めて参ろうと考えているところでございます。

現在想定されます市民参加手法としては、市民アンケート調査でありますとか、こちらはもう実施したのですけれども、後はパブリックコメントを始めとしまして、市民説明会やシンポジウム、フォーラム、市民ワークショップなどが考えられるのかなど。また、子供達がまちづくりを考えられる何らかの機会なども設けられるといいなと考えているところでございます。

次に6ページ目になります。庁内の検討体制についてでございます。こちらにつきましては、本市の副市長を委員長として市長を除く庁議メンバーで構成致します長期総合

計画策定委員会といったものと、その下位組織として本市職員の部課長職で構成します5つの分野別の専門部会等を設けまして、検討を重ねて参ります。

これらの計画策定体制をイメージ図にしたのが、7ページ目の図表の通りでございます。それぞれがそれぞれ関係性を持って色々なご意見をフィードバックさせながら、長期総合計画、少し長きに渡って検討頂きますけれども、策定を進めていくといったものでございます。

最後に8ページ目になります。7の計画策定のスケジュールについてでございます。今ご説明している第5次長期総合計画策定方針につきましては、昨年8月に決定致しました。昨年9月から市民アンケート調査、団体・企業アンケート調査を実施してきておりまして、現在取りまとめの状況に入っております。その調査を実施すると共に、基本構想等をご検討頂く前提条件の整理・分析などを現在行って参りました。

そして本日、この基本構想審議会の第1回を開催致しまして、市長からご諮問させて頂き、本年10月、まずは基本構想の中間答申といったものを頂く予定で進めて参ります。

その後、その中間答申で頂いた内容を市民の方々に公表し、意見募集していく中で、今度は素案として練り上げまして、平成32年5月にこの素案をパブリックコメントに付す予定でございます。そのパブリックコメントを行って、頂いたご意見を踏まえまして基本構想案の答申をこの審議会から7月に頂く予定です。

その後、答申を踏まえて、私共行政としては9月の市議会に基本構想案をご提案し、ご議決頂くといった形でのスケジュールで進めて参ります。

併せまして、先程出ました前期基本計画、33年度からの5年間の基本計画、こちらにつきましては庁内で検討を行いまして、その素案を11月にパブリックコメントに付して、33年1月には基本構想と前期の基本計画といったセットのものを33年1月に策定する予定であります。

尚、今し方この8ページのスケジュールを詳細に示したものを、本日参考資料としまして、一番後ろだと思うのですが、A4横で東久留米市第5次長期総合計画策定スケジュール（現時点の予定）といったものでお示しさせて頂いております。本日につきましては一番上の①のところの会議となっておりまして、第2回目を最後にスケジュールを調整させて頂きますけれども、3月下旬、第3回を4月下旬に予定しておりまして、そういった中で、今現在このような形で基本構想の審議会でご意見、ご検討頂きながら、⑦の中間答申を10月に、最終答申を32年7月に頂くといった形で進めて参ろうと考えてございます。

また基礎調査につきましては、現在整理・分析の状況に入っておりまして、ある程度取りまとまった段階で中間報告、また最終報告をさせて頂ければと思います。

3の、現行計画の評価・検証につきましては、31年度に入ってから本格的に評価・検証を行って参ります。

4の市民意見を聴取する機会につきましては、調査等へ向けまして現在調整中ではあ

りますけれども、必要に応じて実施したいと考えます。

5の基本構想・基本計画の作成は、上とダブっているところもあるのですが、基本構想につきましてはこういった形での検討を考えているところでございます。

以上、雑駁ではございますけれども、第5次長期総合計画の策定方針の説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。只今、基本構想、基本計画、実施計画、その3つから成る第5次長期総合計画の策定方針について事務局からご説明がありましたけれども、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

【委員】

すみません、ちょっといいですか。まず1ページ目ですけれども、はじめにの中段のところですが、高齢者も障害者もというところの「害」の字は平仮名のほうがいいかなと思います。法令とかは障害の「害」はこの字を使いますが、一般の文章の中では一般的には平仮名で「がい」が使われているので、これはお直ししたほうが宜しいかなと思います。

続いて2ページ目ですけれども、基本構想、基本計画、実施計画というものの内容がその後、2ページから3ページに書かれているのですが、この真ん中にある三角のヒエラルキーの絵が内容と一致していないと思うのですが、これは上に行くときラインが関係してくるのですか。何となく、書きたい事はよくわかるのですが、文章とこのいわゆる実施計画のベースにある、その上に基本計画があって、その上に基本構想がある、これだけだとそういうふうに読み取っているのですが、これで問題ないということですか。何となくこの文章に書かれているものと整合性がどうなのかなということ、ましてや点々でベースになるものがなくなってしまうたらどうなるのかなと。それもあるので、ちょっと書きぶりについて考えたほうがいいと思います。

【会長】

イメージ図ですね。計画の実態と言いますか、構想や計画の相互関係を正確に表したものでどうかということですね。

【委員】

そうですね。

【会長】

はい、割と一般的にこのような図を使っている自治体が多いような気は致しますけれ

ども。

【委員】

気持ちはわかるのですけれども、多分内容とちょっと齟齬があるかなと。このままこれを見ただけだと勘違いしちゃうかなと。

それと3ページ目ですけれども、これは諮問書を見せて頂いた時もそうなのですけれども、他の委員会でもそうですが、東久留米としてどういうふうに規定をしているかによるのですけれども、平成が終わるといふところの中で、括弧書きで西暦を入れるのか入れないのかといふところで、諮問書にはないけれども、これには全部入っているのですね。平成42年といふのは明らかにないことが前提なのに、市役所の立ち位置としてこれをオフィシャルとしてやっているといふことであれば、それはそうかなと思ふのですけれども、諮問書には西暦が書いていなくて、こちらには西暦を落とし込んでいふところの部分も、ちょっとクエスチョンが。

あと2点です。すぐ終わります。

5ページ目のパブリックコメントとか市民アンケートの調査を行う時に、今日もオプザーバーで富士通総研の方に来て頂いていますけれども、どの方にお願ひしてこれを評価して頂くのかといふ事務的な作業にもよると思ふのですけれども、そういう文言が、専門家によるうんたらかんたらという部分があったほうが、なんでいふのですかと聞かれた時に、ここで謳ってあればそのエクスキューズができるかなと思ひますので、これはマストではないですけれども、あったほうがいいのではないかなと思ひます。

【会長】

コンサルの位置付けを明確にしておいたほうがいいということですね。

【委員】

そういうことです。

最後になりますが、7ページのポンチ絵のところですが、庁内体制のところ、例えば長期総合計画策定委員会の方だったり部の方々が色々そこを調べて頂いたり、色々な資料を用意して頂いたものといふことと、左上に我々がいる長期総合計画の基本構想審議会が全くリンクしていない、この絵だけを見ると一切リンクしていないのですけれども、この連携といふのはないといふことですか。つまり、イメージとしては市議会議員とこれが一回逆になって、審議会があるところに長期総合計画の位置付けがあつて、例えば情報の提供であつたり、矢印の相互関係があつてもいいのかなと思ふのですけれども、今の庁内体制のところといふのは、うちの審議会とは、この絵だけ見れば特にリンクする必要がないといふことで、例えば資料の提供を頂きたいといふ時に、我々はどこにお願ひすればいいのですか。

【会長】

以上の5点ですね。

【事務局】

まず1点目につきまして、確かに障害は一般的には平仮名を使われているかなと思うのですが、ただ、本市では行政計画上、障害の計画を含めて、今は「害」の字に漢字を使っているといった、庁内の一番大元がそうなっているので、それに合わせている状態があります。なので、こちらの方針につきましては、「害」の字は漢字を使わせて頂いているところでございます。

2点目、2ページ目のイメージ図は、会長からも言われた通り、長期総合計画のイメージを表す時に、こういった三角形をよく使って、ただ確かに委員の仰る通り、ベースという言葉で見ると、確かにベースが実施計画なのか、下が一番の土台と見えてしまうのではないかというご指摘なのかなと思うのですが、どうしても行政側からして見れば、一番の最上位が基本構想で、それに基づく基本計画で、それに基づく財政の3年間の実施計画なので、どうしてもこういった三角を使ってしまうのですが、では実施計画はベースなのかと言われてしまうとそうではないので、その辺は最終的に長期総合計画の冊子を作る時に、こういった三角形にするのか、例えば3ページ目に書いてあるような図にするのかというのは、少し整理したいと思います。

3点目の諮問書との西暦の表記ですね、こちらは実は非常に行政でも悩んでいまして、正式なものが今も出ていない状況にございます。そうした中で、方針には西暦を入れさせて頂き、諮問書には西暦がない形となっているところです。こちらは、元号の表記について、はっきり言うとどちらでもいいよと、今は元号が変わっていないのでと。元号が変わった段階で、国から表記されて、東京都もそれに準じて、市町村もという流れの中で、こういった形で、同じところから出しているのに何だと言われればそうなのですが、こういった形の表記にさせて頂いております。公文書自体は元号なのです。いわば和暦文化なので、ただ、国はこの頃、報告書を見ると西暦のケースも見受けられます。

【会長】

正式に西暦で行くと判断して、決断している自治体も出てきていますので、元号はまたいずれ変わりますし、西暦ですとずっとそれで流れていきますからね。むしろここで決断をすればいいだけの話だと思います。

【事務局】

改元がこの4月にされた時に、正式にどうするかというのが出てくるので、そこで一

回整理したいと思います。

コンサルさんの位置付けです。コンサルさんについては、実は今回長期総合計画を作成していく上での支援業務といったものを委託している事業者さんになりまして、当然こういった会議にお出しする資料等の取りまとめも担っておりますので、その辺で、例えば必要なものがあれば事務局を介してコンサルにお願いしたりといった形の中で、本当に皆様方に基本構想をご検討頂く中で、こういった素材も必要ではないか等々あれば、コンサルさんで資料を取りまとめていくような形になるのかなと思っております。

最後に7ページ目の庁内体制と長期総合計画基本構想審議会、委員の仰る通り、結果としては当然庁内の検討体制と長期総合計画基本構想審議会は連動して参ります。市長のところに、ある意味事務局といったものがそこに入りますので、そこを介して庁内検討体制に今回の基本構想審議会でこういったご意見を頂いたということは、庁内の委員会にもフィードバックしますし、庁内の委員会で例えばこういった事を審議会でご検討頂くのはどうかといったご意見があれば、またこちらにお諮りするような形での連携を考えているところでございます。

以上になります。

【会長】

〇〇委員、宜しいですか今の回答で。はい。計画策定体制のところ、今事務局が抜けているという話がありましたけれども、コンサルの方は事務局と一体ですので、なので事務局をしっかり位置付けておいて頂ければいいと思います。

他はいかがでしょうか。はい、お願いします。

【委員】

これは直接今日のご説明の中にはないのですが、平成29年10月に市民参加・情報提供の指針というのを、第4次の関係でお作りになられたと思うのですが、これはあれですか、要はこの審議会というか、この計画とは直接リンクせずに、一般的なものだというふうに理解して宜しいでしょうか。

【事務局】

平成29年10月に市民参加・情報提供の指針といったものを本市で策定しました。その大きな理由としては、当然その先に第5次長期総合計画の策定に向けた検討をしていく中で、市民参加をどのように取り入れていくかといったところで、指針では整理させてもらったものでございます。ですので、先程ご説明させて頂きました、例えば5ページ目の計画策定の体制で、市民参加手続の考えられるものを挙げているのですが、これについても指針に基づいてこういったことが考えられるのではないかとといった形で方針にも書いていますし、この計画だけではなく、例えば委員にお世話になっています

環境の計画とかも市民参加・情報提供の指針に基づいて、市民参加手続は踏んだ上での、市民の意見を聴取した上での計画策定をしていくといった、現在の進捗になっています。

【委員】

今回の5次に絡んで改定されるという事はないという事ですね。

【事務局】

はい、それはないです。

【委員】

ホームページとかフェイスブックの運用指針とかも入っていますので、かなり一般的なものだと思います。ただ、それはかなり大事なものだと思いますので、宜しくお願いします。

【会長】

はい、ありがとうございます。他はいかがですか。

【委員】

宜しいですか。私は大変不勉強で申し訳ないのですが、現の第4次の長期総合計画が現在進行中だと思いますけれども、ここの中で実現できたもの、若しくは実現できなかった部分が多々出てきていると思うのです。実現できたものはそれなりでいいのだと思うのですが、実現できなかったものがなぜ実現できなかったのかというのが一番これからの第5次につながってくるものかなと思っていて、そのあたりのことを、皆さんはご存じだとは思いますが、私は不勉強なものですから、またそのあたりを別の回で、勉強会なり何なりをさせて頂けたら、それに参加させて頂いて、理解をしようかなと思っていますので、是非そのあたりのこともお考え頂けたらありがたいと思っています。

もう1つ、この5次のものを作るに当たって、現在色々な部署から色々な計画が出ていると思うのです。私は農業振興計画を作るのには携わったのですが、他でどのような将来に渡っての計画が出ているのか、何部ぐらい出ているのかちょっと検討がつかないものですから、そのあたりのこともちょっとお知らせ頂けたらありがたいなど。当然、それが進行中な訳ですから、これから作っていく5次をそこに合わせるのか、それとも全くそれを無視して新しい計画なり何なりを作っていく、要するにこれが基本になるという事ですから、そのあたりの整合性をどうやって取っていくかということもお知らせ頂けたらありがたいなどと思いますので、宜しくお願いします。

【会長】

只今の資料5にも関連する話ですけれども、ではこちらをご説明頂いて、今後の進め方等も合わせてお願いします。

【事務局】

はい、わかりました。そうしましたら、資料5の基本構想検討フローといったものと、先程の第5次長期総合計画策定スケジュール（現時点の予定）といったもの、A4横の資料を2つ、カラー刷りのものを見て頂きながら、ご説明をさせて頂きたいと思います。

まず資料5の基本構想検討フローにつきましては、今後この審議会におきましてどういった資料をお示ししてご検討頂くのかといったものを、フロー図として作ったものでございます。

本日ににつきましては、後程の11の議題であります社会経済情勢の現状等の整理・分析、こちらにつきましてはご報告をさせていただきます。3月末に開催を予定しています、第2回の審議会におきましては、この前提条件の整理・分析の中で、今、〇〇委員からもお話のあった、関連行政計画の整理・分析、これのご説明、また東久留米市の現状の整理・分析、東久留米のデータですね、こちらの整理・分析したものについてお示ししていく予定でございます。

合わせて、中段左になります、アンケート調査の整理・分析もこの時点で一定終わっていると思うので、3月末の第2回時には市民アンケート調査の結果であるとか、団体・企業のアンケート調査の結果も第2回審議会でお示ししていくことを考えてございます。

4月下旬に開催を予定しています第3回の審議会におきましては、主要指標の推計としまして人口フレームと、先程実施計画の判断の元となるといった財政フレーム、こちらを今後平成33年からの10年間でどういった人口になっていくのか、またどういった財政状況になっていくのかといったものをお示しする予定でございます。

並行して、スケジュールの資料をご覧頂くと、3番のところに現行計画の評価・検証といったものを位置付けてございます。この中で、第4次長期総合計画のいわゆる実施状況というのですか、目標を達成しているのか、していないのかも含めまして検証をして参ろうと考えてございます。

そこを整理して、第4回以降の審議会でお示しできればなど。そういったものを見ながら、では今後10年間どういったふうにしていくのかというのをご検討頂ければと思いますので、今のところそのようなスケジュールで考えているところでございます。

【会長】

宜しいですか。他にいかがでしょうか。宜しいですか。また何かございましたら、後でも出して頂ければと思います。

(11) 社会経済情勢の現状等の整理・分析について

【会長】

それでは続きまして、次第の 11 になりますが、社会経済情勢の現状等の整理・分析について、今日はこちらについて資料を取りまとめたものをご説明頂くということになっておりますので、資料 6 を元にご説明をして頂ければと思います。宜しくお願いします。

【事務局】

それでは本日の本題となります、資料 6 の社会経済情勢の現状等の整理・分析（概要）をご覧下さい。この資料につきましては、国の省庁が発表しています白書などの資料に基づきまして、東久留米市が今後まちづくりを進めていくに当たって大きな影響を及ぼすと考えられる社会経済情勢の現状を、まずは見通しにつきまして、人口、行財政、産業・経済、安心・安全、都市インフラ、環境といった 6 つの分野において整理を行いまして、これらを踏まえて、では本市としては今後の方向でどういったところに着目していかなくてはいけないのかといったところを取りまとめたものでございます。

各委員から、社会経済情勢は本当に厳しいといったお話がある中、これからお話しするのは余り明るい話題ではなくて恐縮ではあるのですが、お聞き取り頂ければと思います。

まず始めに、1 枚めくって 2 ページの人口についてでございます。こちらは国立社会保障・人口問題研究所といった国の人口増減問題を研究する研究所のものでございます。ここが出しています平成 30 年 3 月に発表された日本の地域別将来推計人口によりますと、やはり今後日本の人口は長期に渡り減少が続き、見て頂くとわかる通り、総人口については平成 27 年から平成 57 年の 30 年間で 16.3%の減少、特に年少人口については 28.7%の減少、生産年齢人口については 27.7%の減少。一方で老年人口、65 歳以上については 15.7%の増加といったことが予測されております。

今現在、日本が全国的に置かれている状況を見れば、人口全体が縮小していく中でも老年人口が増加するといった中で、少子高齢化が本当に進展していると思うのですが、いわゆる年少人口が減少、生産年齢人口も減少、老年人口が若干増加というのは人口減少の第 1 ステージと言われていまして、これがどこかの段階で第一次ベビーブーム、団塊の世代が一定の年齢まで達すれば、高齢者も減少になりますから、どの年代も減少していくと。そうすると、第 2 ステージに入ると言われております。

このように日本の人口を考えれば、団塊の世代、第一次ベビーブームの方々と、私の少し下ぐらいになる第二次ベビーブームの方々、そこが一定の年齢に達した時に、一気に流れは進むのかなと考えているところでございます。

一方で、東京、首都圏には人口が一極集中していると国でも言われているのですけれ

ども、東京の人口を見て頂くと、少し全国とは状況が違うのかなと思うところです。年少人口については 7.6%の減少で、全国レベルでは 28.7%ですけれども、東京都にしてみれば 7.6%の減少に留まっていると。また生産年齢人口についても 10.1%の減少に留まっていると。一方で、老年人口については 36.2%の増加といったことが推測されております。

年少人口、生産年齢人口の減少幅は、日本全体と比べて増幅は小さいのですけれども、65 歳以上の高齢者の方は 36.2%と一気に増えることが予測されていまして、東京においても 2030 年頃を境に緩やかに人口減少、都道府県最後の人口減少と言われているのですけれども、2030 年頃を境に緩やかな人口減少に移行する一方、高齢化といったものが本当に急速に進行することが見込まれているところでございます。

それらをグラフで示しているのが、3 ページのグラフになってございます。上が全国で見た年齢 3 区別の人口構成と、折れ線グラフが全国の総人口の人数になっています。下段が東京都になっています。折れ線グラフを見て頂くと、平成 42 年頃からなだらかに右肩下がりになってきていますので、この辺から人口減少が東京でも進んでいくものと、今のところ人口推計では想定されているところでございます。

4 ページ目になります。まず行財政の分野で見ると、日本全体からしますと、財務省で公表しています国及び地方の長期債務残高といったものがございまして。普通国債の残高が、平成 10 年度末の 390 兆円から、平成 30 年度末、予算ベースではあるのですけれども、915 兆円程度と、約 2.3 倍に増加しています。

一方で、国債の残高に対しての対 GDP 比といったものを見れば、平成 10 年度末は 56% だったのが、平成 30 年度末には 156%と 2.8 倍、国債残高は 2.3 倍で、国債残高の対 GDP 比は 2.8 倍に増加しているといったことがありまして、いわゆる経済成長で GDP が伸びても、それ以上借金しています、借金の残高は増えていますよといったことがわかると思います。

また、高齢化の進展によりまして、国民経済に占める年金や医療、福祉などの社会保障の比重が高くなっております。国で公表しています、2040 年を見据えた社会保障の将来見通しといったものがあるのですけれども、こちらは社会保障給付費が 2018 年度の 121.3 兆円から、2040 年度には 188.2 兆円から 190 兆円ぐらいになっていくことが推定されているところです。

こういった社会保障給付費は伸びる一方、高齢者 1 人を支える現役世代の人数が、古いのですけれども、平成 7 年は 4.8 人だったのが、平成 27 年では 2.3 人となっております。更にこの先は人数が現役世代の負担は増えていくので、やはり厳しい財政状況の中、高齢化に伴う社会保障関係費の増大への対応といったものが求められているのかなと思っております。

一方で、地方公共団体ですね、本市も同様なのですが、やはり社会保障関係に関わる経費、いわゆる民生費と言われているものが増大してきております。合わせて、老朽化

した公共施設、経済成長時代の人口が急激に伸びてきた後に、どこの市でも公共施設、インフラ整備をしておりますので、これが一定年数経ってきて老朽化している、この更新に要する費用の増大も想定されているところです。地方公共団体は、人口構造の変化などに影響を受けている、先程人口減少、超高齢化というお話もさせていただきましたが、こういった影響を受けている中で、今後も社会経済情勢、需要の変化に適切に対応していく必要があると考えているところでございます。

地方公共団体の財政構造の弾力性、どれだけ弾力性で余裕といった言葉が適切かは別ですが、それを判断する指標の1つに、経常収支比率といったものがございます。経常収支比率は、昭和40年代後半は71.4%あったのですが、平成28年度には地方公共団体では93.4%まで高くなっておりまして、財政の弾力性が硬直化している、いわゆる自由に使える財源が本当に少なくなっていると。いわゆる経常収支、経常的にやらなくてはいけない事業にあてがう財源が、持っているお金の93%ぐらいを費やしているという状況で、非常に弾力性がない状況になっております。

また、市町村における財政力指数といったものがありまして、これが1を超える団体といったものは地方交付税が不交付になる団体なのですが、それが市町村全体の4.2%と、いわゆるナショナルミニマムと言いますか、セーフティネットと言いますか、最低限やらなくてはいけない事業でさえも自分達の歳入だけではやっていけないので、国の地方交付税を受けながらそういった事業をやっているといったような状況、ほとんどの団体がそういった状況になっているところでございます。

こうした中、地方公共団体の財政状況は本当に今後も厳しさを増すと考えているところでもあります。

一方で、より効率的・効果的な行政運営といったものを考えていかないといけないと考えておりまして、国あたりでは自治体戦略2040年構想研究会といったものを設置して、2040年における自治体のあり方を研究しているのですけれども、生産年齢人口が減っているので、市役所の職員も将来減っていくだろうと。しかしながら、求められているサービスというのは市町村が提供していかなければいけない。そういった中で、ではどういった形で行政はやっていくのかといったことが国で研究されていまして、いわゆるスマート自治体への転換の必要性といったものも指摘されているところです。

例えばAIでありますとか、いわゆるソフトウェアロボットによる業務の自動化というのですか、自治体によっては今は窓口、ホームページの受け答えもそういったRPAというソフトウェアロボットみたいな形で、色々な経験を積みつつ、人が聞きたいことに的確な答えを出す、みたいな取り組みをやっているところもあるのですが、そういったものを積極的に活用していった、業務の自動化や省力化を図っていくような作業であるとか、より少ない職員で効率的に事務の処理をする体制、特に情報システムを活用して構築していきなさい、自治体自体も標準化とか共通化によって一定できるものはそれを運用していきなさいということが求められているところであります。

そういうことを考えれば、地方公共団体は厳しい財政状況の中で、効率的且つ効果的な行財政が求められるということになります。

続きまして6ページになります。産業・経済の分野についてでございます。実はこの資料を作る時に、今の国の勤労統計の問題等がわからなかった段階で作っているのですけれども、色々この頃の新聞紙上では賑わっているところではあるのですけれども、国全体で見れば緩やかな回復基調が続いておりまして、景気回復もいざなぎ景気を超えて、直近ではいざなぎ景気を超えたのではないかと、戦後一番になっているのではないかなどということも謳われていましたけれども、現在景気回復の期間は戦後2番目の長さとなっている事は示されているところでございます。

また、有効求人倍率も上昇し、完全失業率も低下しています。そういったこともあって、人手不足といったものが深刻化しているところでございます。

更に、先程の人口のところと言った生産年齢人口の大幅な減少が見込まれております。仮に技術進捗で生産性が上昇したとしても、産業経済を支える中心の生産年齢人口が一気に減少してしまうので、成長率が技術進捗を全部取ってしまっていて、低減してしまうのではないかとといったことも懸念されているような状況があります。

このような中、国を以てワークライフバランスの改善だけではなくて、女性や高齢者の労働参加など、多様な働き方を可能とする働き方改革でありますとか、改正出入国管理法に基づきます専門的・技術的な外国人材の受け入れ、こういったことに加えて、先程も行政のところで触れたIoT技術とか人工知能、AI等を活用したSociety5.0と言われる社会の実現に向けた取り組みが必要とされているところでございます。

東京都を見ますれば、家計消費については26年度の消費増税の8%への影響が大きくて、一時沈むところもあったのですけれども、現在は回復して全国平均を上回っているところでございます。

倒産件数につきましても、件数自体は2017年に8年ぶりに前年は上回ったのですけれども、法人企業の経常利益は高水準を維持していると認識しているところでございます。

合わせて、東京については2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えまして、再開発や外国人向けの先行需要等がありまして、地価が上昇しながら活発な経済活動が続くことが見込まれております。

また、東京自体は少子高齢化が進んで、先程高齢化率の急激な増加といったお話をさせて頂いたのですけれども、高齢者の増加が推計されておりまして、消費活動といったものが今までとは少し、高齢者を中心としたものによって変わっていくものも考えられているものでございます。

続きましてページをめくって頂きまして、8ページ目が安心・安全に関するところでございます。日本では安心・安全はすごく広い分野かなと思うのですけれども、日本全体の1つ目の・のところは、まずは高齢化が進むことを踏まえた上での安心・安全といったところでございます。高齢化率は本当に上がっているのですけれども、併せて高齢

者の単独世帯、また高齢者の夫婦のみ世帯を合わせると、今は高齢者がいる世帯が半数を超える状況になっていて、いわゆる高齢者の核家族化が非常に危惧されております。更に、首都圏についてはこの傾向が強いと言われているところです。

老々介護でありますとか、高齢者の孤立が社会問題となっておりまして、このような社会状況におきまして、なるべく住み慣れた地域で暮らし続けて頂けるような地域包括ケアシステムの構築であるとか、それ以前にはなるべく健康寿命を延ばして頂きたいといった、健康作りの取り組みといったものが求められているところでございます。

2つ目の・は、今度は防災、災害からの視点でございます。防災の観点では、地震や台風、豪雨などによる大規模災害が全国各地で発生しています。今後は首都直下地震などの発生も危惧されているところでございます。

東京においては、スピード感ある防災対策の取り組み推進と、都民の理解と共感に基づく自助・共助の進展を目的としたセーフシティ東京防災プランといったものを平成30年3月に策定し、その取り組みを進めているところでございます。

3つ目の・で、犯罪、防犯からの安心・安全といった点です。防犯からの観点では、刑法犯の認知件数といったものは平成14年をピークに減少しています。ただ一方で、特殊詐欺でありますとかストーカーといった犯罪等の増加が新たな課題になっているところでございます。

こういった中、東京都では女性の犯罪被害防止やネット利用犯罪被害防止に向けた講習会の開催等、対策に取り組んでいるところでございます。

何より、地域で安心・安全に暮らす為には、地域コミュニティが果たす役割といったものが重視されるようになってございます。この審議会の委員にご参加頂いている委員におかれましても、地域コミュニティの気運の醸成に向けて本当に色々のご活動頂いている委員がいらっしゃいます。やはりこういったものが今後、共助の基盤となる地域コミュニティのつながりが非常に重くなっていくのではないかと考えているところでございます。

続きまして11ページ目になります。都市インフラの分野についてでございます。国では、日本全体では橋であるとか、トンネルであるとか、河川整備、下水道、港湾等の社会資本の多くといったものが、先程触れましたが、高度経済成長時に集中して整備されているので、建築後50年以上が経過しまして、老朽化している施設が本当に増加しています。

この維持管理・更新費は、平成25年度の約3.6兆円から、20年後の平成45年度には4.6～5.5兆円といった程度になるのではないかと推定されているところでございます。

そう考えれば、都市インフラが一斉に老朽化を迎え、その対応が喫緊の課題であると言えます。

一方、都道府県、市町村においても、厳しい地方財政の下で公共施設の維持管理や修繕、更新が大きな課題となっております。地方では水道事業を始めとした公営企業の経

営環境もなかなか、老朽化施設への対応とか人口減少等による料金収入の減少による厳しさもあるところです。地方では人が減っているのです、なかなか水道を維持していくのが使用料だけでは大変で、且つ施設が老朽化しているのです、昨年12月にこういったところに民営化しやすくする改正水道法なども国会では成立したところでございます。

そういったことを考えれば、都道府県、市町村単位では長期的な視点を持った公共施設等の適切な管理、かなり長い時間でどうやっていくのかといったものが求められているのかなと考えているところでございます。

東京都を見れば、まず慢性的な渋滞の解消に向けて都市計画道路の計画的な整備といったものが挙げられると思います。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で経済活動は活性化していると言ったのですけれども、こちらのオリンピックへ向けてのインフラ整備を行っています。これを大会終了後どうやってレガシーを残しながら施設活用をしていくのかといったようなことも、都市インフラの面では東京では課題にあるのかなと思っています。

従いまして、民間と連携しながら魅力ある都市インフラの整備が東京では求められているところでございます。

最後に環境の分野になります。環境を専門とされていらっしゃる委員の方々が色々いらっしゃる中、私が説明するのも本当に恐縮なのですが、平成27年にはCOP21が開催されまして、京都議定書に代わります平成32年以降の新たな国際枠組みが採択されておりまして、パリ協定におきましては、温室効果ガスの排出削減目標が示されました。また昨年12月のCOP24では、このパリ協定を運用する実施指針の採択もなされたところでございます。

こうした中で、日本は温室効果ガスの排出量を平成42年までに平成25年の水準から26%まで削減するといった目標を掲げてございます。

14 ページ目にそのグラフがあるのでございますけれども、日本の温室効果ガス排出量は近年減少傾向ではありますが、やはりパリ協定における削減目標の達成に向けては更なる取り組みが必要と考えられているところでございます。

東京都も同じように、温室効果ガス排出量を平成32年までに、平成12年の水準から25%削減する、また平成42年、2030年までに30%削減するといった目標を打ち出しているところでございます。

同じく東京都の温室効果ガス排出量は、東京都においても近年減少傾向にありますけれども、やはりこの削減目標の達成に向けては更なる取り組みが必要だと考えられているところでございます。

併せて東京都は、地球温暖化以外の環境問題にも積極的に取り組んでおりまして、例えばグリーンビルディング等のスマートエネルギー都市の実現とか、あとは快適な大気汚染の取り組み、この辺を3つのシティの中のスマートシティとして掲げて、この環境先進都市東京に向けて取り組みを推し進められているところでございます。

これら6分野の今の日本全体の状況、また東京都の状況等を踏まえまして、15ページの通り、今後の方向性の整理をしてみました。こちらについて、今後の方向性は6点あるのかなと思っています。

策定方針と少し重複してしまうところもあるのですが、社会経済情勢の現状等を踏まえた今後の方向性を思う時、1点目が少子高齢化社会・人口減少社会への対応として、今後も引き続き我が国では少子高齢化・人口減少が進展する事が予測されており、少子化対策による人口減少の抑制を目指す一方で、少子高齢化の進展に対応した地域作りを進めていく必要があると考えているところでございます。

2つ目が、選択と集中による行財政運営です。地方公共団体における財政状況につきましては、財源の大幅な拡大といったものは今後見込めないと考えております。その為、既存の事業の見直しや改善を行いながら、メリハリのある行財政運営を行うことが求められていると。また、高度化する行政課題への対応を下支えする行財政運営の健全化と効率的・効果的を進める為のAI化等の業務の再構築化というのですか、BPR化ですね、また実体行政の標準化、共通化といったものも推進していく必要があると考えているところでございます。

3つ目の方向性として、多様な人材の活躍や地域経済の活性化です。生産年齢人口の大幅な減少が見込まれる中、女性や高齢者の労働参加、また外国人材の受け入れなどによりまして、誰もが自らの経験や能力を生かし、あらゆる場で活躍できる環境作りや持続的なまちづくりに向けた地域経済の活性化を図ることが必要であると考えております。

4つ目の方向性として、官民が連携した安心・安全な社会作りといったものを方向性として考えております。高齢化の進展に伴います様々な問題や大規模災害の増加、新たな手口による犯罪発生等に対して、身近な地域で安心・安全に暮らせるように地域や行政、民間事業者等の様々な主体が連携した取り組みが必要であると考えます。

5つ目として、計画的な公共インフラのマネジメントとして、公共インフラの一斉老朽化に対して、激甚化する災害や人口減少等の状況を踏まえ、更新等の機会において長期的な視点から必要性を十分検討し、公共施設も含めた中での公共インフラの集約化や複合化、施設総量の適正化も含めて計画的な公共インフラのマネジメントが必要であると考えているところでございます。

6つ目として、地球温暖化対策と多様な環境問題への対応として、地球規模の重要な環境問題である地球温暖化について、温室効果ガス排出量の削減目標を達成する為に更なる取り組みを実施すると共に、スマートエネルギー都市や持続可能な資源利用推進・整備、生物多様性の保全と大気汚染の防止など、様々な環境問題にも取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

これら6つの方向性といったものは、今後基本構想で色々な分野、市政運営の分野ですね、例えば高齢者とか、子供とか、地域のつながりとか、そういった分野を色々ご検討頂きますけれども、どの分野においてもこれらの6つの方向性といったものを一定踏

まえた上で、今後のまちづくりを考えて頂く、ご検討頂くといったことが必要かなと思
いまして、本日ご説明させて頂いたものでございます。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。日本全体の状況、東京都の状況を、割とざっくりとご説明
頂きました。本来であれば、これには東久留米市はどうかというのが併せてご説
明頂けるとよかったですのですが、まだそこまで作業が追いついていないということで、東
久留米市の状況については次回ご説明頂くことになっております。

それらを踏まえてでない、なかなか踏み込んだ議論はできないかもしれませんけれ
ども、資料6の中で、こういった視点がちょっと欠けているのではないかと、もう少しこ
の辺は踏み込んだ分析が必要なのではないかと、色々ご指摘があるかと思しますので、
皆様から活発なご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。特に次回、東久留
米市の状況について説明して頂くということなので、そこにつながるような、東久留米
市はここはどうかかというところを是非、それにつながるようなご意見を出して頂け
ればと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

【委員】

例えば、業を起こすほうの起業数のデータとか、是非、これも財政を支えていく事に
つながっていきますので、是非次回お示し頂ければと思います。

【事務局】

すみません、本来会長が仰る通り、ここに東久留米のデータがあるとすごく見やすか
った、ご議論頂けたのかなと思いますが、すみません、まだ整理してまして。

いわゆる起こす業の起業も含めた本市のデータ、状況はなるべくお示しできればと思
っています。

ただ1点、経済センサスの取り方が前と変わって、市町村単位の数値が結構少なくな
っている傾向もあって、ただなるべく東久留米の現状がわかるような形ではお示しさせ
て頂ければと思います。

【会長】

それではお願いします。他はいかがですか。はい、お願いします。

【副会長】

先頃、出入国管理法が改正になりまして、これは益々外国人労働者が増えてくるとい
う状況にありますので、本市においてもここ10年間、街を歩いていても非常に外国人と

行き会うケースが多いのです。ですから、できましたら東久留米市における外国人の人口がどのぐらいの程度なのかというようなことがわかる資料があったらと思います。

【事務局】

今、副会長が仰る通り、外国人については改正されましたけれども、これまでを見てきても、特に首都圏は20歳以上の10分の1ぐらいが外国人ではないかと言われているぐらい、外国人が増えているというような話に聞いています。

本市におけます外国人登録の人数の推移は、次回ご用意させて頂ければと思います。

【会長】

はい、お願いします。他はいかがですか。はい、どうぞ。

【委員】

ご説明頂いて、非常に総花的と言いますか、これが全部できたら東久留米はよっぽどよくなるのだらうなと思うのです。行政に携わってこられていて、今、東久留米でこれをやったらうまくいくのではないかというようなものは、恐らく心の中に持っておられると思うのです。それは財政の裏付けがないと無理だとは思いますが、これからの論議の中でそのようなヒントがありましたら、ちょっと教えて頂けたら、それについてももう少し突っ込んでいけるのかなと思うのですが。

重点項目なり何なりがないと、本当に総花で終わってしまうのかなという気がしますので、申し訳ないですけれどもその辺を耳打ちでもして頂けたらと。宜しく申し上げます。

【会長】

そうですね、基本構想なのでどうしても全部を網羅的にということになってしまって、なかなかここだけに焦点を絞ってという議論は難しいところではあるのですが、ただ、夢を描くということになりますと、やはりその足がかりとなるところをちゃんと見極めないといけないということもありますので、そういう情報提供がもしもできればですけれども、コメントなりで準備をして頂ければと思います。

【事務局】

そうですね、会長にまとめて頂いた通り、総花的、どうしても長期総合計画というのは全ての最上位計画になるので、どうしても総花的にならざるを得ない面と、先程も方向性でお示しさせて頂きましたけれども、本市でも謳っている選択と集中、行財政分野はこの時代厳しいということがあるので、検討していく中で、どのタイミングでそういったものをご検討頂くかは整理いたしますが、事務局としてのそういったご議論を活発

化するように、資料出しも含めてやっていきたいと思います。

【会長】

はい、お願いします。他はいかがですか。はい、〇〇委員お願いします。

【委員】

一応、今、当て職で子ども・子育てのこともやっているのです。教育とか子育てというのは、やはり今の根幹の部分があるかと思うので、この会議は高齢者の問題は勿論結構なことですが、次世代を担う子供、子育ての部分はやはり入れて頂きたいということが1点あります。

それから別の会で私は事務局の皆さんと話させて頂いていて、そのまち・ひと・しごと創生推進懇談会では非常に細かく東久留米市の、東久留米市だけにおける人口統計の推移というものを、同じ企画調整課で作られていますので、十分に準備ができるだろうと期待しておりますので、次回楽しみに参加させて頂きたいと思います。

【事務局】

そうですね、仰る通りまち・ひと・しごとの地方創生の関係で、地方版の総合戦略といったものを本市も、27年に策定しました。その時に、人口ビジョンといったものを作りまして、2050年代までに人口10万人を維持するような目標人口を掲げまして、その為にまちをどうしていくのかといった観点で検討をしてきました。

その人口ビジョンも次回お示しできますし、併せて今回第5次の長期総合計画をご検討頂くに当たりまして、改めて人口推計を今しているところです。そこにつきましては、第3回の時に財政フレームと併せてお示しさせて頂ければと思います。

以上です。

【会長】

人口推計もそうですが、東久留米市の財政状況についても詳細なデータは揃っていると思いますので、そこもまた今後お願い致します。他はいかがですか。はい。

【委員】

この最後のページの5番の計画的な公共インフラのマネジメントのところに関係すると思うのですが、集約化等が今後より動き出すということで、東久留米市単体では不可能なものに直面してくると思うのですが、そのあたりで周辺自治体の情報であるというものもお示し頂けると、今後の10年間直ではないかもしれませんが、その先を見据えたインフラのマネジメントでどういった視点を持つべきであるのかということ論議したいと思いますので、是非よろしくをお願いします。

【事務局】

仰る通り、現在施設の集約化というよりは、どちらかというと今は相互利用ですかね、図書館であるとか、後はスポーツセンターなども相互利用をやっていまして、そのような取り組みは進められているのですけれども、仰る通り、ではこれから人口が減っていく中で、各市が持っている同じような公共施設をどうしていくのか、その辺は各市の情報もありますから、ご提示させて頂ければと思います。

【会長】

他はいかがでしょうか。

諮問書の中に、土地利用に関する方針というのがありますので、土地利用状況がわかるデータというのもお示し頂ければと思います。

他はいかがでしょうか。宜しいですか。では、また後で何か思い付かれましたらメールでも事務局にお寄せ頂ければと思います。大体いつぐらいまでに、追加でご意見がありましたら。

【事務局】

そうですね、第2回を予定しているのが3月末ですので、できれば1週間ぐらいで、何かあれば言って頂ければ、資料がどこまで作れるか、富士通総研さんと調整はさせて頂きます。

【会長】

そうですね、やはり東久留米市の現状を踏まえて議論していくに当たって、こういうデータもあったほうがいいという指摘は後でお気づきになる、思い付かれることもあるかもしれませんので、その場合は1週間の内に事務局にご連絡頂ければと思います。

【委員】

すみません、1点。何度も申し訳ないのですけれども、素朴な疑問なのですが、方針のところの2ページ目に出ている基本理念とか将来の都市像みたいな、「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」とあって、このタイトル、これはどういうふうを決めて、いつまでに誰がどうやって。

【会長】

非常に重要なところですね。

【事務局】

第4次長期総合計画におけますまちの将来像は、この「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」というのを基本構想審議会で決めて頂きました。第3次までは、2ページの下に書いてある通り、第2次、第3次は「水と緑とふれあいのまち東久留米」といったものが長期総合計画の将来像として掲げていたものです。

【委員】

はっきり申し上げて、前はこれを決める時が一番問題だったのです。3回ぐらいこれで費やしたのだけ。

【事務局】

そういう活発なご議論を頂きまして、今の「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」がある状況でございます。

【会長】

ではこちらもここで決めないといけないので、キャッチフレーズですね。夢のあるというのは、これをどう表現すればいいでしょうね。

他に何か確認されたいことはございますか。宜しいでしょうか。

(12) その他

【会長】

次に12のその他に移ります。事務局から何かございましたらお願い致します。

【事務局】

それでは事務局から2件ございます。

まず1件目、この審議会の開催時間についてご調整させて頂きたく存じます。本日にしましては、午後6時半スタートだったのが私共の都合によりまして6時スタートとさせて頂きましたけれども、今後の審議会の開催時間につきまして、昼間の開催も含めてご調整させて頂ければと思います。例えば日中であれば、13時からとか、15時からといったスタートも考えられるのですが、大体3つかなと思うのですが、13時から、15時から、若しくは今回みたいに夜の18時からのいずれかと思っているのですけれども、日中の開催についてどのようにお考えなのかをお聞かせ頂ければと思います。まず1点目、そこをご調整させて頂ければと思うのですが、逆に15時ぐらいからの開催だと厳しい委員様はいらっしゃいますか。日によって違うのかもしれませんが。厳しいですか。そうすると、逆に18時とか、17時のほうがいいでしょうか。どうでしょうか。やはり皆様委員さんにご出席頂きながら検討を進めていければと思うのですけれども、どうでしょうか。

【会長】

いずれにしても夕方のほうがいい訳ですね。

【委員】

私は仕事柄、小学生とか学生さんが多いので、どうしても学校から帰ってきてから仕事をする、教えるに当たりましてどうしても早い時間でも2時半ぐらいから夜8時とか9時までレッスンをしているので、午後と5時と言われても余り変わらないので、そうなる仕事を繰り返してというような形になります。

【会長】

いずれにしても調整して頂かないといけないということですね。〇〇委員はいかがですか。

【委員】

基本的にとりあえず普通は仕事をしているから、終わってから来るとなれば6時でも早いと思いますけれども、他の委員会も6時半、7時から始まっていますので、ですが、私の仕事の関係なので、会長、副会長にご一任されて、皆さんの意見を全部聞いてもまとまらないと思いますので、そこで決めて頂いた時間に合わせられるのであれば会議に出席させて頂くということで、そうでないと収まりがつかないと思います。

【会長】

基本的には夕方のほうがご都合が宜しいのだろうと思います。早くても6時以降という事でしょうか。6時か6時半かということですね。

【事務局】

うちはどちらでも、6時でも6時半スタートでも、〇〇委員から6時半だったら、というお話も頂きましたので、では基本6時半スタートでというところで皆さんいかがでしょうか。宜しいですか。

【会長】

それで宜しいでしょうか。基本6時半スタートで。

【委員】

日程を入れていくのに、昼間になったり、夜になったりとなると、逆に調整が難しくなる可能性があります。

【事務局】

ではすみません、18時半からといった審議会のスタートという形を基本にさせて頂ければと思います。

続いて2つ目として、次回の第2回審議会と次々回の第3回審議会の開催日をここで調整させてもらったほうがいいかなと思っています。日程調整をさせて頂ければと思います。

候補日として、第2回は2日挙げていまして、3月25日月曜日の18時半からか、3月27日水曜日の18時半から、いずれかをお願いできればと思うのですが、既にどちらか都合が、ご予約が入っている方がいらっしゃれば、そのことを考慮して日程を決めさせて頂ければと思うのですが、その2日間で既に予定が入っていらっしゃる方はいらっしゃいますか。

【委員】

25日は入っています。

【事務局】

27日は皆さんいかがでしょうか。宜しいでしょうか。

第1候補日として27日の18時半からをご予定して頂ければと思います。

更に、第3回を4月下旬にですけれども、候補日を3日ほど挙げております。今年は10連休があるので、4月の下旬というとそんなに日にちがなく、4月22日月曜日、若しくは4月23日火曜日、若しくは4月24日水曜日、この3日間の18時半からを候補にしているのですが、ご予約はいかがでしょうか。

【委員】

すみません、23日はだめです。

【委員】

私も23日はだめです。

【事務局】

そうしたら22、24日はいかがでしょうか。

【委員】

僕は日にちを言ってもらったほうが。

【事務局】

いいですか。そうしたら、資料を考えると4月24日水曜日ありがたいのですけれども。そうしたら、4月24日水曜日18時半からでお願いできればと思います。ありがとうございます。正式な開催通知は追ってまたお送りさせていただきますので、宜しくお願い致します。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。では、それ以外に何か。

【委員】

シンポジウムのご紹介を1つ。東久留米市も後援で、自由学園共催で多摩コミュニティビジネスのシンポジウムを自由学園で2月24日日曜日に行いますので、もしも宜しければ覗いてみて下さい。

これは元々J:COMの「たまろくと人物鑑」の東久留米を含む多摩の色々な方をインタビューされていたことが母体となってNPOとなったもので、今年で11年目となるシンポジウムです。シンポジウムのキーノートスピーチのいろどりは、有名なはっぴビジネスの方だったりするので、面白いと思います。

【会長】

ありがとうございました。他は何かございますか。

【委員】

事務局の皆さんには大変かもしれませんが、なるべく事前に資料を、できれば早めに頂けたらありがたいと思います。宜しくお願いします。

【会長】

宜しくお願い致します。他は宜しいですか。どうもありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして本日予定しておりました議事は全て終了致しました。本日も皆様から出して頂きましたご意見等は、事務局で整理をして頂いて、今後の業務に生かして頂きたいと思っております。

では、これを持ちまして第1回東久留米市長期総合計画基本構想審議会を閉会させていただきます。長時間に渡りましてどうもありがとうございました。

—以 上—